

令和 7 （2025） 年度

新規採用養護教諭研修の手引

栃木県教育委員会

目 次

新規採用養護教諭研修実施要項	1
1 年間研修計画作成の方針	3
2 対象教員	3
3 研修実施期間	3
4 研修の内容	3
5 総合教育センター等における研修	
(1) 趣旨	4
(2) 研修の日程・内容等	4
6 校内研修	
(1) 趣旨	8
(2) 校内研修の日数・実施時期	8
(3) 研修内容等	8
(4) 新規採用養護教諭研修年間指導計画書・報告書記入上の留意点	9
(5) 年間指導計画書・年間指導報告書の様式	9
(6) 年間指導計画書・年間指導報告書の提出について	10
(7) 新規採用養護教諭研修の運営について	10
〔栃木県教員育成指標（養護教諭）〕	12

新規採用養護教諭研修実施要項

栃 木 県 教 育 委 員 会
平成10年 1 月23日 決 定
平成21年 2 月16日 改 正
平成23年 3 月 9 日 改 正
平成30年 3 月 5 日 改 正
令和 2 (2020)年 1 月28日 改 正

1 目 的

新規採用養護教諭研修は、養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、養護全般に関する基礎的研修及び専門研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うことを目的とする。

2 研修の実施者

栃木県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）

3 研修の対象者

当該年度に採用された新規採用養護教諭（勤務年数が 1 年を有しない養護教諭も含む。ただし、養護教諭としての職務経験を 1 年以上有する者及び臨時的に採用された者は除く。）

4 研修の内容

- | | | |
|--|------------------|-----|
| (1) 総合教育センター等における研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14日 |
| ① 小学校、中学校及び義務教育学校 | | |
| ア 総合教育センター研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13日 |
| イ 教育事務所研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 1 日 |
| ② 県立学校 | | |
| 総合教育センター研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14日 |
| (2) 校内において指導者（非常勤職員を含む。以下同じ。）を中心とする指導及び助言による研修 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 15日 |

5 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、新規採用養護教諭研修に係る全体の年間研修計画（以下「年間研修計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間研修計画においては、研修期間に関する事項、校内研修、校外研修の内容及び実施時期、その他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町村における研修計画を作成するものとする。

6 研修実施期間

4 月から翌年 3 月までの 1 年間。ただし、校内研修は、4 月から12月までの 9 か月間

7 年間指導計画

- (1) 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会が作成する研修計画に基づき、当該学校の実情に配慮し、学校内における研修計画（以下「年間指導計画」という。）を作成するものとする。
- (2) 年間指導計画においては、校外研修との関連に配慮して、校内研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

8 校内体制の整備

- (1) 校長は、新規採用養護教諭が校外における研修を受ける間、その職務が指導者又は必要に応じて指導者以外の教員によって適切に行われるよう校内体制を整備し、業務に支障が生じないよう配慮する。
- (2) 校長、教頭、保健主事、保健体育主事等は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、新規採用養護教諭の指導等を行い、新規採用養護教諭がその職務を遂行するに当たって必要な事項が修得されるよう配慮する。

9 校内研修

(1) 指導者

① 小学校、中学校及び義務教育学校

原則として養護教諭の退職者（定年退職者のみでなく中途退職者を含む。）で、指導者としての資質を有する者。ただし、新規採用養護教諭が所属する学校が複数配置校にあっては、その学校において養護教諭の資格を有している者で、指導者としての資質を有する者。

② 県立学校

近隣の県立学校の養護教諭で、指導者としての資質を有する者。ただし、新規採用養護教諭が所属する学校が複数配置校にあっては、その学校において養護教諭の資格を有している者で、指導者としての資質を有する者。

(2) 研修会場

① 小学校、中学校及び義務教育学校

新規採用養護教諭が所属する学校

② 県立学校

主として指導者が所属する学校とするが、新規採用養護教諭が所属する学校においても実施できるものとする。ただし、複数配置校にあっては、その学校において実施するものとする。

(3) 研修内容

研修実施計画に従い、新規採用養護教諭に対して実務上必要な事項について指導及び助言を行うとともに、新規採用養護教諭の職務に関する種々の相談に応じる。

10 校長等連絡協議会

県教育委員会は、新規採用養護教諭研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長及び指導者の連絡協議会を開催するものとする。

11 年間指導計画書及び指導報告書

- (1) 校長は、当該学校における年間指導計画書及び指導報告書を当該学校を所管する教育委員会に提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、当該市町村における年間指導計画書及び指導報告書を県教育委員会に提出するものとする。この場合、市町村教育委員会は、(1) の年間指導計画書及び指導報告書を添付するものとする。

12 適 用

- (1) この要項は、平成10年4月1日から実施する。
- (2) この要項は、平成21年4月1日から実施する。
- (3) この要項は、平成23年4月1日から実施する。
- (4) この要項は、平成30年4月1日から実施する。
- (5) この要項は、令和2（2020）年4月1日から実施する。

1 年間研修計画作成の方針

新規採用養護教諭研修は、新規採用養護教諭に対し、現職教育の一環として実施するものである。
本県の教育施策や本県のおかれている実情等を考慮しながら、養護教諭の基礎的及び専門的知識・技能の向上を図るため、研修内容の選択、研修方法の工夫をして年間研修計画を作成する。

2 対象教員

令和7（2025）年度に採用された新規採用養護教諭（勤務年数が1年を有しない養護教諭も含む。
ただし、養護教諭としての職務経験を1年以上有する者及び臨時的に採用された者は除く。）

3 研修実施期間

令和7（2025）年4月から令和8（2026）年3月までの1年間。
ただし、校内研修は、4月から12月までの9か月間。

4 研修の内容

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| (1) 総合教育センター等における研修・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14日 |
| ＜小学校、中学校及び義務教育学校＞ | |
| ア 総合教育センター研修・・・・・・・・・・・・・・・・ | 13日 |
| イ 教育事務所研修（初任者研修と合同）・・・・・・・・ | 1日 |
| ＜高等学校、特別支援学校＞ | |
| 総合教育センター研修・・・・・・・・・・・・・・・・ | 14日 |
| (2) 指導者（非常勤養護助教諭等）を中心とする校内研修・・・・・・・・ | 15日 |

5 総合教育センター等における研修

(1) 趣 旨

総合教育センター等における研修は、主として、教員としての心構え、公務員としての服務、養護教諭の執務、健康診断、保健管理と指導、疾病の予防と管理、救急処置、児童生徒理解、児童・生徒指導、教育相談等に関する内容、一般教養に関する内容について、講義、研究協議、演習、保健室参観等を通じて理解を深めるものとする。

(2) 研修の日程・内容等

ア 小学校、中学校及び義務教育学校

区分	期日	研 修 内 容	会場
第1日	4/4 (金)	講話 「教職員への期待」 説明 「栃木県教育振興基本計画2025」 講話 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 「人権教育の実践」 説明 「新規採用養護教諭研修について」	栃木県 教育会館
第2日	4/17 (木)	講話 「接遇」 「学校保健行政と養護教諭」 「感染症の予防と対応」 「健康診断と学校における疾病管理」 「保健室経営の進め方」 説明 「課題研究について」	総合教育 センター
第3日	5/8 (木)	講話 「危機管理1～学校における安全教育の充実～」 「保健教育の推進について」 「学校環境衛生活動の進め方」 講話・研究協議 「健康観察及び健康相談、保健指導について」	
第4日	5/22 (木)	講話 「教員のためのメンタルヘルス」 研究協議 「課題研究計画の検討」 講話 「特別支援教育の理解」 講話・研究協議 「学校保健計画・保健室経営計画の作成」	
第5日	別途計画 6～12月	《教育事務所研修》 (教育事務所の別途計画)	教育事務所の 指定する 会場
第6日	7/3 (木)	講話 「児童生徒理解とかかわりの基本」 講話・研究協議 「危機管理2～養護教諭の執務に関わる危機管理～」 講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導－歯科－」	総合教育 センター

区分	期日	研 修 内 容	会場
第7日	8/5 (火)	講話 「防災教育の理解」 研究協議 「危機管理3～学校における危機管理～」 講話・実習 「救急処置」	総合教育 センター
第8日	8/19 (火)	研究協議 「私の保健室経営」 講話・研究協議 「児童生徒保健委員会活動の指導と工夫」 研究協議 「定期健康診断の実践」	
第9日	9/4 (木)	講話 「教育関係法規」 講話・演習 「児童生徒へのかかわりの実際」 講話 「児童虐待について」 「保健教育の実践」 説明 「課題研究について」	
第10日	9～10月	授業参観・研究協議 「保健教育におけるティーム・ティーチングの効果的な進め方」 講話・研究協議 「保健組織活動の実際」 保健室参観 「保健室経営の実務」	指定する 学校
第11日	10/24 (金)	研究協議 「課題研究中間報告の検討」 演習・研究協議 「学校保健計画・保健室経営計画の評価と見直し」 講話・演習 「情報モラル教育」	総合教育 センター
第12日	11/21 (金)	講話・研究協議 「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について」 講話・演習 「ICTの活用」	
第13日	12/11 (木)	講話・研究協議 「いじめ・不登校等の理解と対応」 講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導－整形外科－」 研究協議 「保健管理の実践～疾病管理が必要な児童生徒の支援～」	
第14日	1/15 (木)	発表・研究協議 「課題研究の成果発表」 説明 「2年目に向けて」	

付 記

- ・第5日の期日及び会場、内容については、各教育事務所から追って通知されます。
- ・第10日の期日及び会場については、別途お知らせします。
- ・免除者対象の研修は、第1日と第5日です。

イ 高等学校、特別支援学校

区分	期日	研 修 内 容	会場
第1日	4 / 4 (金)	講話 「教職員への期待」 説明 「栃木県教育振興基本計画2025」 講話 「教職員の服務」 「児童・生徒指導の在り方」 「人権教育の実践」 説明 「新規採用養護教諭研修について」	栃木県 教育会館
第2日	4 / 17 (木)	講話 「接遇」 「学校保健行政と養護教諭」 「感染症の予防と対応」 「健康診断と学校における疾病管理」 「保健室経営の進め方」 説明 「課題研究について」	総合教育 センター
第3日	5 / 8 (木)	講話 「危機管理1～学校における安全教育の充実～」 「保健教育の推進について」 「学校環境衛生活動の進め方」 講話・研究協議 「健康観察及び健康相談、保健指導について」	
第4日	5 / 22 (木)	講話 「教員のためのメンタルヘルス」 研究協議 「課題研究計画の検討」 講話 「特別支援教育の理解」 講話・研究協議 「学校保健計画・保健室経営計画の作成」	
第5日	6 / 12 (木)	講話・研究協議 「保健室経営の実際」 講話 「養護教諭に期待すること」 講話・研究協議 「保健体育科教諭と養護教諭の連携」	
第6日	7 / 3 (木)	講話 「児童生徒理解とかかわりの基本」 講話・研究協議 「危機管理2～養護教諭の執務に関わる危機管理～」 講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導－歯科－」	
第7日	8 / 5 (火)	講話 「防災教育の理解」 研究協議 「危機管理3～学校における危機管理～」 講話・実習 「救急処置」	

区分	期日	研 修 内 容	会場
第 8 日	8/19 (火)	研究協議 「私の保健室経営」 講話・研究協議 「児童生徒保健委員会活動の指導と工夫」 研究協議 「定期健康診断の実践」	総合教育 センター
第 9 日	9/4 (木)	講話 「教育関係法規」 講話・演習 「児童生徒へのかかわりの実際」 講話 「児童虐待について」 「保健教育の実践」 説明 「課題研究について」	
第 10 日	9～10月	授業参観・研究協議 「保健教育におけるティーム・ティーチングの効果的な進め方」 講話・研究協議 「保健組織活動の実際」 保健室参観 「保健室経営の実務」	
第 11 日	10/24 (金)	研究協議 「課題研究中間報告の検討」 演習・研究協議 「学校保健計画・保健室経営計画の評価と見直し」 講話・演習 「情報モラル教育」	
第 12 日	11/21 (金)	講話・研究協議 「日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について」 講話・演習 「I C Tの活用」	
第 13 日	12/11 (木)	講話・研究協議 「いじめ・不登校等の理解と対応」 講話 「児童生徒の注意すべき疾病異常の管理と指導ー整形外科ー」 研究協議 「保健管理の実践～疾病管理が必要な児童生徒の支援～」	
第 14 日	1/15 (木)	発表・研究協議 「課題研究の成果発表」 説明 「2年目に向けて」	

付 記

- ・第10日の期日及び会場については、別途お知らせします。
- ・免除者対象の研修は、第1日です。

6 校内研修

(1) 趣 旨

新規採用養護教諭が、各勤務校の実情と特色を理解し、児童生徒の実態を踏まえた教育活動を円滑に実施するために、学校における研修は極めて重要な意味をもっている。校長は、総合教育センター等における研修の内容等を考慮し、各学校に応じた年間指導計画を作成し、指導者（非常勤養護助教諭等）の指導及び助言のもと、組織的に実施するものとする。

(2) 校内研修の日数・実施時期

ア 日 数 15日

イ 実施時期 令和7（2025）年4月から12月まで

(3) 研修内容等

校内研修として予想される研修内容は次のような研修内容が考えられるが、選択する内容については、各校の実情に応じて内容を精選し、実施するものとする。

	研 修 内 容 の 例	
基礎的素養	*学校教育目標と学校保健 *学校の組織と運営 *教育公務員としての服務 *公文書の取扱いと処理の仕方	*児童・生徒指導とその関わり *人権教育 *特別支援教育 *危機管理
保健管理	◎保健関係諸帳簿の管理 ◎救急体制の整備 ◎健康診断の実施計画の作成 ◎健康診断の事前準備 ◎児童生徒の健康観察 ◇健康診断の事後措置 ◇プール管理と水泳時の保健管理	◇救急処置の実際と事後措置 ◇感染症、食中毒の予防と発生時の対応 ◇環境衛生活動の実際 ◇学校歯科保健活動の実際
保健教育	◎保健教育計画の作成と実施 ◎個別指導の実際と評価 *ティーム・ティーチングによる保健教育	*給食指導の実際 *喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育 *性に関する指導（エイズ、生命の安全教育 等） *がん教育
保健室経営	◎保健室の機能についての理解 ◎保健室経営計画の実施と評価	*学級担任等との連携
健康相談	◎健康相談の進め方 ◎保健室登校児童生徒への対応 ◎要配慮児童生徒の把握と対応	◎保護者との連携の在り方 ◎外部機関との連携の仕方 ◎学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携
保健組織活動	*職員及びPTA保健委員会 ◎児童・生徒保健委員会の指導と工夫	*保健主事と養護教諭の役割及び協力体制 *学校保健委員会の意義

◎指導者（非常勤養護助教諭等）による指導がふさわしい内容

*校内組織で対応できる内容

◇学校医、学校歯科医、学校薬剤師による指導がふさわしい内容

(4) 新規採用養護教諭研修年間指導計画書・報告書記入上の留意点

ア 校長が作成する。

イ 指導教員等職氏名の記入

① 指導教員等が多い場合は、指導時間が多い順に5名を記入する。

② 非常勤養護助教諭の場合は、職名には指導者と記入する。

③ 指導教員のうち、現職の養護教諭は○印、非常勤養護助教諭は◎印を氏名の前に記入する。

④ 備考欄には校務分掌上の主な係名を記入する。非常勤養護助教諭の場合は空欄とする。

(記入例：教務主任、保健主事、給食主任、学習指導主任等)

ウ 研修内容

① 報告書には、実際に行った期日と主な研修内容について記入する。

② 当初計画した研修内容と異なる指導をした場合には、実施内容を記入し、研修内容の最後に「変更」と記入する。

③ 校内研修の日数は15日とする。

エ 研修の成果と今後の課題の記入

研修終了後、研修を実施した結果、成果と認められた事項、また、今後の課題と考えられる事項について、年間指導報告書に記入する。

(5) 年間指導計画書・年間指導報告書の様式

A4判、縦長、横書きとして、次の様式に従い作成する。

令和7(2025)年度新規採用養護教諭研修 年間指導計画書(報告書)																						
			○○○立○○○○学校 校 長 ○○ ○○																			
1 新規採用養護教諭氏名 ○○ ○○																						
2 指導教員等職氏名																						
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 20%;">職 名</th><th style="width: 40%;">氏 名</th><th style="width: 40%;">備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>					職 名	氏 名	備 考															
職 名	氏 名	備 考																				
3 年間指導計画																						
月 日	総合教育センター等における 研修の内容	月 日	指導者等を中心とする校内研修の内容	指導者名 (職名)																		
研 修 日 を 記 入	総合教育センター等における 研修の主な項目を記載する。	研 修 日 を 記 入	校内における研修の主な項目を記載 する。(15日)	○○ ○○ (職名)																		
4 研修の成果と今後の課題(報告書のみ)																						

※様式は、総合教育センターWebサイトからダウンロードできる。

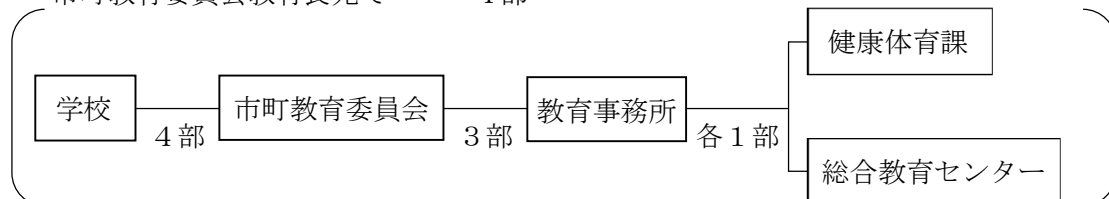
(6) 年間指導計画書・年間指導報告書の提出について

校長は、当該学校における年間指導計画書及び年間指導報告書を次のとおり提出する。

【小・中学校及び義務教育学校】

ア 提出先及び提出部数

市町教育委員会教育長宛て … 4部



イ 提出期限

年間指導計画書 … 別途通知する期日（5月）までに市町教育委員会に提出する。

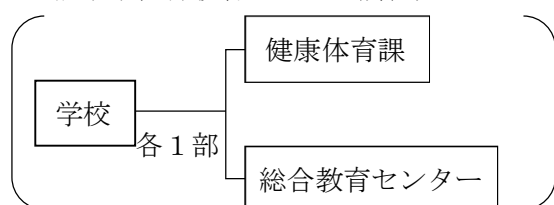
年間指導報告書 … 別途通知する期日（翌年3月）までに市町教育委員会に提出する。

【高等学校、特別支援学校】

ア 提出先及び提出部数

栃木県教育委員会事務局健康体育課長宛て … 1部

栃木県総合教育センター所長宛て … 1部



イ 提出期限

年間指導計画書 … 別途通知する期日（5月）までに提出する。

年間指導報告書 … 別途通知する期日（翌年3月）までに提出する。

(7) 新規採用養護教諭研修の運営について

ア 指導者（非常勤養護助教諭等）の勤務等に関すること

- ① 任用期間は、4月1日から翌年3月31日以内の期間とする。
- ② 指導者（非常勤養護助教諭等）等を中心とする校内研修日数は、新規採用養護教諭1人につき年間15日とする。
- ③ 指導者（非常勤養護助教諭等）による指導時間は、年間60時間（1日4時間×15日）を確保する。

イ 校内協力体制の確立に関すること

- ① 新規採用養護教諭に関して、全職員が共通理解を図ること
 - a 全職員が新規採用養護教諭研修の趣旨や具体的な研修の進め方について話し合う機会を設け、教職員一人一人が自分の果たす役割を理解し、研修への積極的な参加意欲を高める。
 - b 年間指導計画は校長が作成し、全教職員の共通理解を図る。
 - c 研修の進行状況を適宜報告し合い、これからの課題、各教職員の果たす役割などについて理解を図る。
 - d 新規採用養護教諭は、学校保健活動に関する実務や研修等に時間を要することが予想されるため、校務運営に当たって十分に配慮する。
- ② 研修時間の確保を図ること
 - a 新規採用養護教諭研修に伴い、配置された教職員を有効に生かして、新規採用養護教諭の校務分掌等の軽減を図り、研修時間の確保を図る。
 - b 指導者（非常勤養護助教諭等）による研修は、校内における全教職員を対象とした現職教育と関連を図りながら実施することが望ましいが、この現職教育の研修は、新規採用養護教諭研修に含めない。
- ③ 指導者（非常勤養護助教諭等）を中心とする指導及び助言の協力体制を確立すること
 - a 校長及び教頭のリーダーシップのもとに、研修の推進体制を組織し、校務分掌に位置づけ、円滑な運営を図る。
 - b 指導者（非常勤養護助教諭等）が、年間指導計画に従って、新規採用養護教諭に対して指導及び助言ができるよう、また新規採用養護教諭の職務内容に関する種々の相談に応じられ

るよう工夫する。

- c 指導者（非常勤養護助教諭等）以外の教職員が、年間指導計画に従い、指導者（非常勤養護助教諭等）の職務を補充して、新規採用養護教諭の指導及び助言に当たれるよう工夫する。
- d 指導者（非常勤養護助教諭等）は、指導に関わる教職員等との連絡調整を綿密に行い、年間を通して系統的、組織的な研修を行うよう工夫する。
- e 指導者（非常勤養護助教諭等）の勤務日は、新規採用養護教諭の研修日や学校行事等を十分考慮して決めるようにする。

④ 新規採用養護教諭に対する児童生徒や保護者等の信頼を確立すること

- a 児童生徒や保護者に対しては、新規採用養護教諭研修制度について機会あるごとに説明し十分な理解が得られるよう積極的に啓発する。
- b 新規採用養護教諭に対する研修は、全教職員の協力を得ながら進めていることの理解を深める。

ウ 指導者（非常勤養護助教諭等）に関すること

- ① 新規採用養護教諭に対して、効果的に指導・助言ができるよう指導者（非常勤養護助教諭等）の職務を明確にする。
- ② 学校保健活動に関する直接の職務内容だけでなく、養護教諭としての人間的な成長を促すようにするとともに、常に温かい心で新規採用養護教諭と接し、よき相談相手となるよう配慮する。
- ③ 指導に当たっては、新規採用養護教諭の個性や経験の状況などに応じて、指導方法や形態を工夫して、新規採用養護教諭が主体的、自己啓発的に研修できるよう配慮する。
- ④ 校内研修の実施状況をできるだけ詳細に記録し、指導に役立てられるよう配慮する。
- ⑤ 指導者（非常勤養護助教諭等）以外の教職員等による研修では、研修の一貫性を図るため新規採用養護教諭とともに指導者（非常勤養護助教諭等）が同席することが望ましい。

エ 新規採用養護教諭に関すること

- ① 学校の生活に慣れないことなどによる心身の疲労が予想されるので、校長、教頭及び指導者は、状況を十分見極め、著しく負担過重にならないよう十分配慮する。
- ② 新規採用養護教諭は、研修の意義を理解するとともに全教職員の協力に応じて、研修を最後まで全うする心構えをもつ。
- ③ 研修についての記録をとり、その後の研修に役立てる。

栃木県教員育成指標(養護教諭)

とちぎの求める教師像
 ～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～
 人間性豊かで信頼される教師
 幅広い視野と確かな指導力をもった教師
 教育的愛情と使命感をもった教師

	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
全体指標	養護教諭としての基礎・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもっている。	教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚や学校医等からの助言等を得ながら職務を遂行している。	教育活動に必要な専門的知識及び実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	学校の課題解決を目指し、組織を活性化させたり企画力・実践力を発揮したりするなど、ミドルリーダーとして学校運営に積極的に参画している。	教職生活を通して培った経験のもとリーダーシップを発揮し、学校の教育目標の達成を目指して積極的に学校経営を支え続けている。

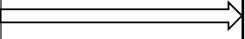
○保健教育・保健管理に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
保健教育・保健管理全般	保健教育・保健管理の基礎・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもっている。	保健教育・保健管理の基礎・基本を身に付けるとともに、児童生徒の実態を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	研修会等への参加、同僚との情報交換やコミュニケーションを通して、効果的な保健教育・保健管理の工夫・改善を図っている。	児童生徒の心身の健康の保持増進及び健康課題の解決に当たって組織的に対応し、他の教職員や医療機関、保護者等と協働して効果的な解決を図るコーディネーターの役割を果たしている。	保健室経営等で培った経験を生かして、学校保健の推進と学校全体の活動に関する調整にリーダーシップを発揮している。
保健教育	保健教育の基礎・基本を理解している。	健康問題の解決に向けて、保健教育の基礎・基本を身に付け、保健教育を適切に行っている。	学校や児童生徒の実態に応じ、効果的な保健教育を行うとともに工夫・改善を図っている。	児童生徒が、自らの心身の健康問題を発見し、対応できるような系統性のある保健教育を行うとともに、工夫・改善を図っている。	リーダーシップを発揮しながら近隣の学校等と連携し、地域レベルでの健康づくりを推進している。
健康診断・健康相談	健康診断・健康相談の基礎・基本を理解している。	健康診断の実施と事後措置や健康相談等を適切に行っている。	児童生徒のこれまでの経過を踏まえた健康相談等を行っている。	健康診断の結果や健康相談の機会等を活用し、校内組織を生かした健康管理に積極的に取り組んでいる。	校内支援体制の推進的役割を意識した健康管理に積極的に取り組んでいる。
学校環境衛生管理と感染症対策	学校環境衛生管理と感染症対策の基礎・基本を理解している。	学校環境衛生管理と感染症の予防と発生時の対応について、管理職や医療機関等と連携し、的確な措置を行っている。		専門的知識を深めるとともに、的確な予防措置を講じている。	情報の収集や環境の変化の把握を迅速に行い、学校でのリーダーシップを発揮するとともに、的確な措置を行っている。
救急処置	救急処置の基礎・基本及び救急体制の整備の大切さを理解している。	救急処置の基礎・基本を身に付けるとともに、的確な判断の下に、同僚と連携して業務を適切に行っている。		校内研修等において、指導的役割を果たすとともに、救急体制について共通理解を図り、組織を生かして活動している。	

○児童・生徒指導に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
児童・生徒指導全般	児童・生徒指導の基礎・基本を理解しているとともに、指導力の向上を目指して学び続けようとする強い意志をもっている。	児童・生徒指導の基礎・基本を身に付けるとともに、児童生徒の実態を捉え、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	指導資料の活用や研修会等への参加、同僚との情報交換やコミュニケーションを通して、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒指導上の課題解決に向けた対策を積極的に提案するとともに、教職員間の連絡・調整及び実践において、中心的な役割を果たしている。	若手・中堅教員等に児童・生徒指導の範を示すとともに、課題解決に向け、指導計画の見直しや関係機関等との連携等にリーダーシップを発揮しながら組織的に取り組んでいる。
児童生徒との信頼関係の構築	児童・生徒指導における児童生徒理解と信頼関係づくりの大切さを理解している。	日常的な関わりや同僚からの情報を得ながら、児童生徒の性格や心身の状況等について理解に努めている。	同僚と積極的に情報交換を行うなどして、児童生徒の多面的・多角的な理解に努めている。	児童生徒一人一人に関する様々な情報を学年や学校全体で共有できるように、教員間の連絡・調整に当たっている。	児童生徒理解に関する専門的な知識を身に付け、同僚への支援・助言を行っている。
信頼関係づくり・教育相談		カウンセリングマインドをもって児童生徒一人一人に共感的、受容的に接し、信頼関係の構築に努めている。	研修等を通して教育相談の基本を学び、児童生徒の相談を受け止め、適切に対応することにより、信頼関係を築いている。	児童生徒の悩み等を的確に把握し、問題解決に向けて同僚と協働しながら対応している。	児童生徒への教員の関わり方を観察し、教育相談の活用や、信頼関係づくりの具体的な方策等について、支援・助言を行っている。
児童生徒への指導・援助	児童・生徒指導の意義とともに、いじめ、不登校等への対応の基本について理解している。	学級担任や家庭との連携を図りながら、組織的に児童・生徒指導を行っている。	児童生徒の健康課題を的確に捉えるとともに、同僚と協働しながら指導している。	児童生徒の健康課題を予防的な視点で捉え、関係機関等と連携しながら指導している。	
問題行動等への対応		組織的な対応の重要性を理解するとともに、口頭から児童生徒の様子を観察し、問題行動等の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めている。	健康相談等を生かして、児童生徒の状況や内面を理解するとともに、同僚と協働しながら対応している。	専門性を生かし、関係機関等と連携のためのコーディネーター的な役割を果たしている。	問題行動等への対応に関し、組織的な対応を進めるとともに、同僚に専門性を生かした支援、助言を行っている。
専門的な知識・技能を生かした指導		心身の健康問題に関して専門性を生かして、担任や家庭等へ情報提供を行っている。		心身の健康問題に関する専門的な知識や技能を生かし、組織的に課題解決にあたっている。	
特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応	児童生徒の実態に応じた配慮や支援、組織的な対応の必要性について理解している。	児童生徒の実態に応じた配慮や支援についての基礎的知識を身に付け、同僚からの助言等を得ながら指導・支援を行っている。	児童生徒の実態に応じた配慮や支援について深く理解し、同僚と協働しながら指導・支援を行っている。	児童生徒の実態に応じた配慮や支援についての学校の課題を把握し、解決に向けた組織的対応の中心的役割を担っている。	児童生徒の実態に応じた配慮や支援について、組織的対応の中心的役割を担うとともに、同僚への適切な支援・助言を行っている。

○参画・経営に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ (おおむね1年目～5年目)	ステージⅡ (おおむね6年目～10年目)	ステージⅢ (おおむね11年目～19年目)	ステージⅣ (おおむね20年目～)
参画・経営全般	組織の一員として役割を果たそうとする強い意志をもっている。	「報告・連絡・相談」を確実に行うとともに、同僚からの助言等を得ながら、保健室経営に当たっている。	社会の変化に目を向け、広い視野をもつとともに、同僚と協働しながら、保健室経営の見直し等を図っている。	学校経営方針を理解し、学校・家庭・地域の連携をもとに推進することにより保健室経営を学校運営の視点に立って取り組んでいる。	児童生徒の健康づくりを効果的に推進するため、学校保健活動の中核的な役割を果たしている。
校務分掌への取組	校務の一端を担い、組織の一員として働くことの大切さを理解している。	担当する校務分掌について、同僚からの助言等を得ながら、迅速・正確な処理をしている。	担当する校務分掌について、同僚と協働しながら、工夫・改善を図っている。	校務分掌について、工夫や改善をするとともに、広い視野に立って校務に当たっている。	学校全体の組織を把握するとともに、学校保健活動の中心となってリーダーシップを発揮している。
ICTや情報・教育データの活用	ICTや情報・教育データの活用の意義、校務等における活用方法を理解している。	ICTや教育データに関する基本的な知識を身に付け、同僚からの助言等を得ながら、業務改善を意識して、校務にICTを活用している。	ICTを効果的に活用し、業務改善を踏まえて、同僚と協働しながら、校務の効率化に取り組んでいる。	校務分掌について、業務改善の視点から、ICTを活用して工夫や改善を行っている。	学校全体の組織を把握するとともに、ICTを活用して、学校保健活動の中心となってリーダーシップを発揮している。
保健室経営	保健室経営の基礎・基本を理解している。	同僚の助言等を得ながら保健室経営計画を作成し、計画に基づいた保健室経営を行っている。	児童生徒の健康状況等を踏まえた保健室経営を行うとともに、工夫・改善を図っている。	学校経営上の課題を把握し、健康課題等の解決を目指して、家庭や地域と連携しながら組織的な保健室経営を行っている。	
学校経営への参画	組織の一員として、組織的に対応することの大切さを理解している。	「報告・連絡・相談」を確実にしながら、校内組織での自らの役割を果たしている。	学校経営方針を理解し、同僚と協働しながら、校務に組織的に取り組んでいる。	学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメントについて理解し、学校の教育目標の達成、学校経営上の課題の解決のために積極的に取り組んでいる。	
日常的教育活動における安全確保	全ての教育活動の基盤となる安全確保の重要性について理解している。	同僚からの助言等を得ながら、教育環境、教育活動の安全確認に努めている。	学校の安全計画を理解し、同僚と協働しながら確実な実施に努めている。	安全担当者等と協働しながら、事故の未然防止に努めるとともに、安全上の課題の把握に努め、その解消に速やかに取り組んでいる。	日頃より事故の未然防止に努めるとともに、事故発生を想定した具体的な対応について、同僚と十分に共通理解を図り、支援・助言を行っている。
家庭・地域・関係機関等との連携	家庭・地域・関係機関等と情報を共有することの大切さを理解している。	学校保健活動についての理解を促すために、情報を提供している。	学校保健活動についての理解を促すために、情報を提供し、家庭や地域等と連携・協力しながら、校務を処理している。	地域とともにある学校づくりに向け、学校保健活動の改善・充実を図っている。	学校の教育目標の達成を目指し、家庭・地域・関係機関等と連携・協力を行い、学校保健活動の改善・充実をしている。

○意欲・態度に関する指標

	採用時の姿	ステージⅠ～ステージⅣ
教育的愛情・熱意	教育的愛情	児童生徒に教育的愛情をもって接している。
	信念、熱意	正しい信念のもと、熱意と使命感をもって仕事に取り組んでいる。
	人権尊重の精神	人権尊重の観点を重視し教育活動を行っている。
誠実・品位、公正、法令の遵守等	誠実・品位	礼儀正しい態度で誠実に仕事に取り組んでいる。
	公正	偏りがない見方・考え方で公正に勤務している。
	法令の遵守	職務・勤務の在り方を自覚し、厳正に勤務している。
責任感・寛容性・協調性等	責任感	責任をもって職務を遂行している。
	寛容性	異なる意見・立場を尊重し、職務にあたっている。
	協調性	同僚と協調して職務にあたっている。
研修に対する意欲		自己の能力向上のために、研究と修養に取り組んでいる。